

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 0 日

管内トラック協会 会長 殿

中部運輸局自動車交通部長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
す。

令和 2 年 4 月 1 6 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」対象区域を変更する
ことが決定され、緊急事態宣言区域が全都道府県に拡大されました。

対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」におい
て、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す」としており、外出の自粛
等が要請されております。

これを踏まえ、中部運輸局自動車交通部及び管内各運輸支局輸送・監査担当におい
ても、3 密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるため、緊急事態措置を実施す
べき期間が満了するまでの間、在宅勤務等による出勤の回避措置を講じています。

つきましては、急を要する案件以外の来庁の自粛について、ご協力をいただくと共
に、傘下会員へ周知方お願いします。